

## 中国農村における生産請負制の現局面と再編課題

岩本純明

(農政学及び農業経済学研究室)

昭和63年8月10日 受理

### The Present Situation and Problems of the Production Contract System in Rural China

Noriaki IWAMOTO

(Laboratory of Agricultural Economics and Policy)

#### 1. はじめに

中国共産党11期3中全会(1978年12月開催)以降、中国の農村経済体制は急速な変貌過程をたどってきた。人民公社に拠る集団農場制から個別家族を単位とする生産請負制への転換が、その最も注目すべき内容といえよう。

生産請負制への移行過程を概観すれば以下のごとくである<sup>12,15)</sup>。前述のように中共11期3中全会がその転機となる。20~30人からなる作業組を単位とする生産請負が、はじめて公認されることとなったのである。しかしながらこの段階では、農家単位での生産請負(家庭請負制)はなお許容されていなかった。しかし現実には中央政府の予想を超えるテンポで進展し、各地に様々な形態の生産請負制が生み出されていく。結局政府もこうした動向を無視せず、徐々に許容範囲を拡大していかざるをえなくなる。当初、地域を限定して導入することが容認された家庭請負制についても、急速な全国的普及という事実を前に、82年頃を境に公認されていくこととなる。83年に入ると、全国農村の90%以上が家庭生産請負制に移行するのである<sup>14)</sup>。

請負制実施に際しての農地配分の方法は地域的に多様だが、農村住民の食糧確保という観点から、できるだけ不平等が発生しないように配慮された。全国耕地の70%が家族員数に応じて配分され、これに家族員数と労働力数の両者を加味して配分された21%を加えると、全体の90%以上が家族員数を考慮に入れた配分となっている<sup>8)</sup>。また同時に、地目や豊度などの点でも平等化がはかられたため、家族当り耕地面積の零細性に加えて耕地分散という新たな問題が生み出されている。

請負期間も次第に延長され、耕地については15年

以上、果樹や木材など生産周期が長期にわたるものについては、さらに延長すべきであるとの見解が示されるに至る<sup>14)</sup>。

以上のように、中国農業の担い手は、人民公社・生産大隊・生産隊といった集団から個別家族へと大きく転換していくのであるが、このような家族経営再評価の動きは、中国のみならず近年の社会主義諸国の農政動向に共通する特徴でもある。

他方資本主義国においては、零細な家族小農経営それ自体の構造改革が焦眉の課題として提起されている。両体制の問題関心は、家族小農経営の評価をめぐって相対立しているかのようである。しかしながらこの問題を、農業生産の担い手として「個」と「集団」のいずれを選択するかという問題としてとらえることは適切でない。農業における「個」と「集団」の関係をどう調整するかという問題は、農政上のいわば古典的テーマに属するが、目下、体制の違いを超えてこの共通課題に具体的回答を示すことが求められているのである。その意味で、この間の中国における農村経済体制改革、とりわけ生産請負制導入後の経験は、われわれにも多くの示唆を与えてくれるはずである。

以下、1986年7月に行なった中国東北部(吉林省・黒龍江省)8カ村での調査とその後刊行された文献資料に基づいて、中国農村経済改革の現状を検討してみたい。

#### 2. 生産請負制への移行過程

生産請負制への移行過程の概要についてはすでにふれたが、農地配分の方法、分配後の生産体制などは地域的に多様である。そこで調査に基づき、請負制下の農業生産の実態をいま少し具体的に検討しておこう。

まず吉林省の場合について<sup>#1)</sup>。同省は中国の主要食糧基地の1つで、トウモロコシ、水稻、大豆は全国第2位、甜菜は第3位の生産量をあげている。生産請負制の導入は1980年に始まるが、その後の展開は急速で、翌81年には3分の1の生産隊に広がり、83年には実施率は98%にまで高まっている。集団経営はほぼ消滅し、全面的に家族経営に移行したといつてよい。各家族経営の請負面積は平均1haで、中国の平均経営面積よりもかなり大きい。土地分配は50%を労働力割で、残り50%を人口割で行なっている。土地分配にあわせて、農機具、役畜についても希望をつのって分配している。農機具については、希望が多かったところでは一部で入札が行なわれたが、全体としてはそれほど競合せず、機械を奪い合うような事態には至らなかった。また大型農機具については、複数（多くて十数戸、少ない例では2戸）の農家で共同利用するケース（「機耕隊」）もみられた。家畜については農機具よりも競争が激しく、1戸に1頭ずつは分配できなかつたため、当初は2~3戸での共同利用をはかった。しかし農家経済の好転とともに個別購入がすすみ、現在ではほぼ全農家に行きわたっている。

家庭請負制への移行後は、国家への農業税と義務供出食糧、および集団留保分を控除した残りの生産物については、農家に販売・処分の自由が認められる。また、国家への売渡し義務量も大幅に引き下げられている。生産力向上分は、自らの収入の増加として実現される仕組みができあがったわけである。その結果、農家の生産意欲は全般的に高まったという。吉林省でも農民の土地への投資が増え、農民は丁寧生産するようになった。また、過剰労働力を利用して養漁や加工業など経営の多角化をはかる例も増え、農家の収入も著増した。とりわけ、販売条件に恵まれている近郊農家では一部に施設の導入もみられ、そうしたケースでは労働者の平均賃金を超える収入をあげる農家も出ている。

以上が省全体の動向である。村レベルでの実践もいくつか紹介しておこう<sup>#2)</sup>。

〔長春市上台村〕 長春市近郊の農村である。耕地面積114ha、戸数240戸、うち農家が200戸を占める。労働力は700人で、農業労働力が500人、他は郷鎮企業に勤務している。ここ数年の間に6つの工場を建設しており、農外就業者は増えている。

家庭請負が全体の80%を占める。残りは未亡人、障害者、あるいは共働きの者など労働力を欠く世帯

を生産隊が援助して耕作している。土地分配は84年に実施している。対象は農民だけ。土地分配の対象とならなかつたのは全部で40戸程度だということから、前述の非農家に相当するのであろう。また訪問した農家の話では、村外から来た嫁は分配の対象から除外されている。60歳以上の高齢者（彼らには毎月一定の生活費を保証）を除いて、労働力数に応じて配分している。土地のランクを3段階に分け、それぞれを組み合わせ不平等が出ないように配分した。ただし、労働力の少ない世帯には相対的に条件の良い土地を分与した。目下のところ再配分は予定していない。新規の労働力になった者には、60歳を超えた者に配分されていた農地を譲る予定だという。また、余剰労働力については郷鎮企業に吸収する考えを持っている。

農作業の実施方法については十分な聞き取りができていないが、本村の特徴は生産隊が所有していた農業機械を個人に配分せず、「機耕隊」を編成し、そこに機械作業を担わせている点である。「機耕隊」のメンバーは16人で、耕耘機1台、トラクター4台、トラック8台、その他うね立て機、秋耕機などの機械を所有している。主たる仕事は春耕（80ha）、秋耕（60ha）で、作業を委託する農家は公定賃金とガソリン代を負担し、残りの費用は村が補助する仕組みになっている。また「機耕隊」は、耕耘作業だけでなく、農閑期には輸送・建築などの副業に従事し、利潤は村に納めている。機械作業については集団的な対応をする一方、経営の意志決定や日常の肥培管理については個々の農家に委ねるといふ、「個」と「集団」の長所を加味したシステムだといえよう。

〔公主嶺市大榆樹村〕 人口3890人、農家戸数850戸の村である。主要な労働力1000人のうち農業専従は250人にすぎない。ここでも労働力の大半が郷鎮企業など他産業に就業している。

この村では83年に家庭請負制に移行している。土地分配は労働力・人口あたりそれぞれ50%ずつで、前述の上台村と同様である。労働力当りの配分は、農業労働力のみを対象とし郷鎮企業労働者は除外している。配分に際しては水田・畑を組み合わせ、土地等級も勘案している。また、村の下部行政単位である屯（旧生産隊、日本の集落に相当）の範囲で再配分の作業を行なっているのが興味深い。

農地配分に合わせて農機具・家畜についても分配している。当時、村は牛馬180頭、荷車45台、トラクター8台、ハンドトラクター12台、犁など農具

250点を保有していた。トラクター8台は専業農家5戸に下請に出している。技術を持たないと請けられないので、下請希望者はそれほど多くなかった。

配分後の経営面積は平均60a。ただし屯ごとに差があり、多い屯で120a、少ない屯で40aといったところである。作付の決定や農作業については各農家が個別に対応している。上台村でみたような「機耕隊」は編成されていない。ただし、旧生産隊所有の機械を請負った専業農家が賃作業を請負っている例はある。それぞれ相対で契約しているようで、村や屯で調整することはない。

〔公主嶺市泡子沿村〕 長春市に隣接した近郊農村である。戸数815戸、人口3673人、労働力は1050人であるが、農業専従は50人にすぎない。耕地面積は715haで、主としてトウモロコシ、コウリヤン、大豆、粟などを生産している。

家庭請負制は81年から一部導入が始まり、84年以降全面化した。分配の基準は、この村の場合も労働力・人口を半々にみている。また生産隊単位で配分を実施しているのも大榆樹村と同様である。1戸当り配分面積は零細で25~30aにすぎない。トウモロコシの種子生産を行っていることもあり、作付計画は村で決めている。機械作業がやりやすいように、作付の集団化をはかるため村が調整役を果たしているわけである。この村では「機耕隊」を村が運営している。労働力は18人で、彼らは一応村の職員となる。ただしトラクター1台ごとに独立採算を実施し、収入から償却・修理費などを控除した残りがオペレーターの所得になる仕組みをとっている。大部分の農家は「機耕隊」に作業を委託しているが、契約は両者の相対である。個人所有の機械は耕作に使われるよりも輸送に利用されるものが多いという。

〔永吉県阿拉底村〕 戸数517戸、人口2350人の朝鮮族の村である。村民の大部分は農民だが、専業農家は少なく(1人当り年間農業従事日数は60日程度)、副業・兼業に従事している。

耕地面積420ha中水田が360haを占める。84年までは集団経営を行っていたが、85年以降家庭請負制に移行している。遅くまで集団経営が続いていた村である。この村では人口割で土地配分を行なっている。1人当り配分面積は17a。機械・家畜も配分しているが、大型トラクター4台、田植機18台は配分せず後述の統一田植に利用している。経営の単位は家庭経営に個別化されたが、農作業時間を減らし副業・多角経営に力を入れるため、育苗と田植は

統一している。育苗ハウスを4カ所もち、100人が交代で育苗・田植にあたっている。また化学肥料・農薬の購入・輸送も統一している。耕起・代かきは個別だが(小型トラクターは個人に分配)、機械を保有しない農家は作業を委託している。ただし金銭の授受を伴うことは少なく、労働交換で処理するケースが一般的である。なお大型トラクターはブルドーザーとして利用している。

以上は村あるいは集落を単位とする集団農場の改革事例であるが、国営農場の体制もこの間大きく変貌している。黒龍江省は国営農場の比率が高く農場数で100を数えるが、いずれも規模が大きい(1農場平均2000ha)、同省の耕地面積全体の約4分の1、商品化される食糧ではその3分の1を国営農場が占めている。こうした国営農場でも82年から83年にかけて請負制が導入されていくが、そこには3つのタイプがみられる。すなわち、①1戸での請負、②数戸の連合体による請負、③集団(「機耕隊」)での請負がそれである。③のタイプの場合、「機耕隊」が全作業を請負うケースと、耕耘だけは「機耕隊」として行ない、あとの栽培管理はメンバー個人にまかせるケースとがある<sup>※3)</sup>。

具体例を紹介しておこう。

〔国営香坊農場〕 1984年創設。もとハルビン農学院の付属農場であったが、文革期に学院が解散されたため一時遊休化していた。その後黒龍江省農場総局に移管された。

農場面積は約1000ha、うち耕地は900ha弱である。従業員は1500人、家族を含む全人口は3500人に及ぶ(戸数約800戸)。農業経営の内容は作物(トウモロコシ、小麦、大豆、飼料、果樹)と畜産(乳牛、種豚、採卵鶏、食肉鶏)であるが、それ以外にも、清涼飲料水・酒などの食品加工場、化粧品・洗剤などの日用品化学工場、家具工場、農機具修理工場、飼料加工場、さらに小・中学校から幼稚園、病院まで生活に必要な施設は一通り揃えている。

生産責任制は84年から試験的に導入し、85年以降全面化したという(ただし畜産部門は集団経営を維持)。現在請負に出された農場は59あるが、このうち48が単独世帯による請負=家庭請負で、残り11が複数農家の連合(29戸参加)による請負である。請負面積は、単独世帯の場合1戸平均8.7ha、連合体の場合1連合体当り26haとなっている。前に紹介した村の事例に比較して、1戸当り配分面積がずば抜けて大きいことが特徴である。ただし果樹園につ

いては耕地の配分はせず、管理を個人割にしている（1人当り4～7a）。

請負面積の配分は労働力を基準に実施している。農機具を所有している場合は200ムー（1ムーは約6.7a）、非所有の場合は100ムーを基準としながら、経営能力のある農家には多く請負わせるなどの傾斜配分を行なっている。また配分に際してはできるだけまとまった土地を配分しているほか、農機具の所有農家と非所有農家の土地を隣接させ、機械利用がスムーズに進むような工夫をしている。生産力面への配慮を加えているわけである。

土地配分にあわせて農機具も配分対象となっている。農機具ごとに価格評価を行ない、その80%の価格で、農機具の利用・修理能力を持つ農民に払い下げているが、払い下げに際して農民間の競合はみられなかったようである。

上記のような原則で農地の配分が行なわれたが、農家の希望も一部尊重されたので、請負面積には農家間でかなりの幅がみられる。家庭請負の中で最も面積の大きなのは400ムー（約27ha）だが（労働力4人で小麦を栽培）、小面積のケースでは3ha前後の例もある。農場責任者は、あまり小規模な請負は望ましくないと考えたが、請負者の希望（おそらく兼業従事者）なので仕方なかったという。しかし今後は農家数をもっと減らし規模拡大を行なって、適正規模（30ha程度を想定している）を実現する必要があるとみている。

農作業は基本的に家庭経営または連合体を単位として行なわれている。生産者は農業税・管理費・納付金（現物と現金の2通りあり）を農場に納める義務があるが、それ以外の部分については自由に処分してよい。しかし農業収入には季節性があるので、請負農家の生活費は毎月農場から仮払いされ（1人当り国営農場時代の労賃の70%）、年末に清算される。ただし連合経営に対してはこうした措置はとられていない。

以上、東北2省における農業生産体制の改革事例を紹介した。特徴を要約しておこう。

生産責任制への移行に伴う農地配分にあたっては、平等原理が貫徹している。家族人員を基準として分配される例が多いこと、また地目・豊度・位置等の面でも不平等が生じないように留意されていることがその表れである。基本食糧については各農家が必要量を確保できるように配慮したためであろう。その結果、1戸当りの配分面積は零細で、かつ耕地分散

度も高まった。広大な農地を保有する国営農場を除けば、分配時に生産力面への配慮を加えることは不可能だったようである。

農地以外の生産手段も同時に個別配分されている。入札で買い取らせる例が多い。ただし大型農機具についてはやや扱いが異なる。事例では2つのタイプが見られた。第1のタイプは村あるいはグループで「機耕隊」を編成し、このオペレーター集団が大型農機具を一括管理して必要な機械作業を担当するという形態である。いま1つのタイプは、機械の利用や修理などについて十分な能力を持つ特定の農家に払い下げ、その後は農家間の作業受委託関係を通して機械の有効利用をはかるというタイプである。いずれの形態も、現行の生産力水準を維持し、かつ大型機械の有効利用をはかることを意図してのものである。

農地分配後の具体的生産形態についての聞き取りは十分ではないが、作物選定や農作業などの面は基本的に個別化されたと見てよい。ただし、特定作物（種子用トウモロコシ）や特定作業（育苗・田植）については作付協定や統一作業なども行なわれている。

しかし一部にこのような集団的対応を残しながらも、中国農村の1980年代前半期における基本的特徴は、生産・販売両面における個別化が急速に進行したことに求められよう。

### 3. 生産請負制の再編課題

生産請負制導入後、農業生産は顕著な伸びを示した（以下表1参照）。1980年から84年にかけて、食用作物全体では3億2055万トンから4億730万トンへと著増をみている。またその構成も、主食内容の変化を反映して、いも類・トウモロコシ・コウリヤン・粟などが停滞ないし減少気味なのに対し、米・小麦などの増加が目立っている。こうした順調な生産力発展に、生産請負制がどの程度寄与したかについての確定は困難であるが、少なくとも、生産責任制が個々の農家の生産意欲を大いに高揚させたことは確かなようであり、そこに「所有の魔術」に類似した効果が働いたことは確実であろう。

しかしながらこのように順調に伸びてきた農業生産高も、1985年以降頭打ち状態に陥る。その原因は自然条件の作用も加わるため単純ではないが、いずれにしろ家庭請負制を軸とする現行の生産システム自体の再検討が要請されていることに間違いはない。生産請負制への移行を契機として、個別農家の生産

表1 主要農作物生産量の推移

Table 1. Production trend of major crops

単位：万トン

	1980年 (a)	82年	84年 (b)	86年 (c)	(b)/(a)	(c)/(b)	
合計	32,055	35,450	40,730	39,151	1.27	0.96	
食 用 作 物	米	13,990	16,159	17,825	17,222	1.27	0.97
	小麦	5,520	6,847	8,781	9,004	1.59	1.03
	いも類	2,872	2,704	2,847	2,533	0.99	0.89
	トウモロコシ	6,260	6,056	7,341	7,085	1.17	0.97
	コウリヤン	677	698	771	538	1.14	0.70
	粟	544	658	702	454	1.29	0.65
	大豆	794	903	969	1,161	1.22	1.20
	経 済 作 物	綿花	270	359	625	354	2.31
搾油原料		769	1,181	1,191	1,473	1.55	1.24
麻類		143	123	178	192	1.24	1.08
甘蔗・甜菜		2,911	4,395	4,780	5,852	1.64	1.22
葉タバコ		84	217	178	170	2.12	0.96

国家統計局社会経済統計司編：中国農村統計年鑑，1986年版 p. 55，87年版 p. 56，より作成。

搾油原料には，落花生・菜種・ごま・ひまわりが含まれる。

力向上意欲と商品化志向は顕著な高まりを見せたのであるが，そうした成果をふまえたうえで，現下の生産力停滞状況（とりわけ食用作物における）をいかに突破すべきかが問われているのである。検討すべき主要テーマは以下の3点である。

第1は，農地請負に際しての契約条項の中に，適切な農地管理を保証するための仕組みをどう取り入れるかという問題である。地力の維持・保全管理問題がその焦点となる。

第2は，請負農地に対する農民の権利内容を，どのように整理・明確化していくべきかという課題である。近年，農地利用権の流動化を通して経営規模の拡大をはかっていくことに政策的関心が寄せられているが，こうした政策を実行に移すにあたっては，農民の土地に対する権利関係を明確化することがせまられよう。

第3は，個別経営と集団との関係をどのように調整するかという課題である。請負制への移行過程では，生産手段のみならず生産自体の個別化が進行した。しかしながら，規模零細で蓄積力に乏しく，生産手段の保有水準もなお極めて低位な家族経営が，自己完結的な農業生産を継続することには多くの困難が予想されるし，また社会的なロスを生み出す要因ともなる。農業生産における「個」と「集団」の

関係をどう調整するかという，小農経営の支配的な資本主義国とも共通する課題が，改めて提起されているといつてよい。以下具体的に検討しよう。

#### (1) 地力の維持・保全管理問題

前述のように，農業生産高は1985年以降停滞局面に陥るのであるが，その原因をめぐる議論の中で最近強調されている点は，生産請負制の下で地力の消耗・枯渇が急速に進行しつつあるという事態である。農民の地力保全投資が減少した理由として，ある論者は次のような指摘を行なっている。すなわち第1に，現行の生産責任制は請負農地における最終生産物の数量については一定の目標を設定しているが，地力維持・向上のための投資の水準や内容については積極的な規定を欠いていること，また第2に，生産責任制のもとでは農民が自らの土地資本投資の成果を回収する保証が十分でないため，農民に長期的な観点に立った土地資本投資を促す条件に欠けているというものである<sup>1)</sup>。

こうした理解に立って，第1の問題については，生産請負に際しての農民・集団間の契約内容には，生産の最終成果についての取り決めだけでなく，耕地の良好な管理や地力の保全といった耕作内容にかかわる点も含めるべきであるとする。そのために「土地基金」のようなファンドを設け，地力向上に努力

した農民には報奨金を与える一方、地力維持を怠った農民からは罰金を徴収するという制度の設立が提案される<sup>5)</sup>。また第2の点については、農民の土地資本投資の回収を保証するために、有益費償還制度のような政策措置が不可欠だとされる<sup>3)</sup>。

以上のような見解は中国国内における最近の議論の中でも、ほぼ共通した支持を得ているようである。ただ、なお問題提起のレベルにとどまっており、具体化は今後の検討に委ねられている。しかしいずれの問題ともに、経済体制のいかにかわらず現在共通して解決を迫られている課題でもあり、今後の帰趨に注目しなければならない。

## (2) 請負農地に対する権利関係の明確化

この問題は、経営規模の零細性をいかに克服すべきかという課題と関連させて取り上げられる。生産請負制への移行は、中国農業における規模問題を改めてクローズアップさせる契機となった。すでにみたように、請負地の分配にあたっては食糧確保の観点から重視され(人口割が多かれ少なかれ採用)、また分配上の不平等を避けるため、土地の地目・面積・豊度・位置・形状・水利条件などの平等化に配慮したことも加わって、耕地の分散性は著しく高まった。あるモデル調査によれば、1戸平均の経営面積は8.35ムー(56a)と零細で、しかもそれが9.7筆に分散しているという結果が紹介されている<sup>2)</sup>。

しかしこの規模問題の扱いについては、なお意見の一致をみていないようである。農村過剰人口がなお膨大に滞留し、農家の資本蓄積の水準も低位で、しかも基本的に畜力・人力に依存するという生産力水準のもとでは、規模問題を焦眉の課題として取り上げることに消極的な論者も少なくない<sup>6,18)</sup>。しかし一方で、農業生産力の今一段の発展をはかるためには、規模拡大による適正規模の実現が不可欠だとする論者も多く、近年では後者の論調が強まっているようである。

ところで規模拡大の必要を強調する論者は、請負農地の流動化をはかることをその前提条件として重視するが、このことは、配分された請負農地に対する農民の権利関係をいかなる内容のものとして構成すべきかという問いを引き出すことにもなる。

配分された農地の利用権を他人に譲渡するという現象(「転讓」あるいは「転包」)は、請負制導入当初から発生していた<sup>13)</sup>。こうした農民内部における農地の利用権移動に対し、党中央は農地の貸付・譲渡を禁止しようとする。しかしこうした方針は、事

実の前に変更を余儀なくされる。84年の中共中央1号文件では、集団の同意を経てとの条件つきで農地貸借が容認されるに至る<sup>14)</sup>。またその際、小作料の授受も容認されている<sup>8)</sup>。こうした方向は86年の中共中央1号文件においてさらに促進され、農民の農外就業が進展するのに伴って、耕地を逐次有能な農民に集中させ適正規模の專業農家を育成すべきだとする方針が打ち出されてくる<sup>8)</sup>。1986年6月の「土地管理令」では、土地の所有権はすべて国家か集団に帰属することを再確認したうえで、使用権と所有権を分離し、使用権の期間については15年以上(上限なし)を保証するとともに、農地貸借を通じた使用権の流動化をはかっていくことがうたわれている<sup>7)</sup>。

しかしながらこうした文献は、農地貸借の契機、当事者の性格、小作料の有無、小作契約の内容、集団の関与の有無など、農地貸借をめぐる細部の事情については十分に伝えてくれない。当然地域的な差異も大きいと思われる。そこで、調査地における農地貸借の実例を紹介しておこう。

〔大榆樹村〕 「転讓」はある。個人間の話合いで決め村の承認は要しない。小作料の授受はなく、農業税については借手が負担する。貸付相手は親戚に限らぬ。むしろそうでない例の方が多い。農地貸付に至る原因は副業機会が開けたことだ。一部の農家にとっては副業や工業の方が魅力が大きくなり、農地の魅力が減退した。貸付にあたっては一定の期限をつけ、期限がきたら返すとか、いつでも必要なときに返すなどの約束をしている。旧生産体や村を越えての「転讓」もみられる。本村では6戸の農地が隣村に「転讓」されている。

〔泡子沿村〕 分配後「転讓」で24戸の農地が動いている。貸手は郷鎮企業の労働者、あるいは輸送業や食堂営業などへ転業した者である。「転讓」に際しては関係当事者間でまず話合い、期限など契約内容がまとまったら村の承認を受けるとというのが一般的なやり方である。契約期間が終了したら再度相談する。契約書は村長が保管することになっている。「転讓」に伴う金品のやりとりはない。一時期、「転讓」に際し借手が貸手に食糧を提供することもみられたが、ここ数年は食糧購入が容易になったこともあってみられなくなった。昨年の大水害以来、「転讓」を受けようという者が少なくなったのが特徴だ。

〔阿拉底村〕 例は少ないが一部に「転讓」が発生している。転業者や多角経営農家が貸手になっている。当村の「転讓」には2つのタイプがある。第

1は「転讓」に際し村当局が関与するタイプである。「転讓」に出したい農家は村に農地を返却し、それを村が労働力の多い農家に融通している。その見返りとして、村は貸し手農家に公定価格での食糧購入を保証する。第2のタイプは村は関与せず個人相対によるものである。親戚や親しい関係にある農家間できり結ばれるケースが多い。村としては第1のタイプがより望ましいと考えている。個人間の相対「転讓」では村によるチェックが働きにくいから、農民間の規模格差が開きすぎるとおそれがあるからである。

以上は村人民政府の責任者からの聞き取りであるが、黒龍江省阿城県紅新村では、農地貸借に関係している当事者農家の話を聞くことができた。以下に紹介しよう。

まず借手農家から。

この農家は、現在水田48ムー(320a)を耕作する専業農家であるが、自分の請負地は16ムーにすぎず、残りは転讓によって集めている。また春の耕起・代かきの作業請負を400ムー、共同田植の請負を60ムー行っている。田植については、来年にはさらに180ムーに増えるとみている。

農機具類では、耕耘機、田植機(4条、日本製、4戸共同)、半自動脱穀機、タワラ編み機などを保有している。

耕地の借り入れ相手は1戸で、飲食店経営のため村外に転出した者から、その請負農地の全部を借り入れている。借入の経緯についての詳細は聞き取れていないが、契約は口約束で、貸付者が村に戻って来たらいつでも返すとの内容である。また、農地貸借に際しては村による確認が必要とされる。

「転讓金」は1.5ムー(10a)あたり50~80元だという。1.5ムー当りの粗収益は480元(収量1200斤=600kg、自由価格で1斤38~40銭)であるから、「転讓金」の粗収益に対する比率は10~17%程度でそう高くない。ただし政府売渡しの公定米価(1斤当り24~28銭)で計算すると「転讓金」割合は15~24%へと高まる。この農家の場合、生産量の約4分の1を政府に売渡し、残り4分の3を自由市場で販売しているから、実質的な「転讓金」負担は10~20%弱の水準だとみてよい。自由市場への販路を持っているのが強みのようである。こうした自由米の購入者は町の住民や食堂経営者だという。

次に貸付側に回る農家の事例について。

われわれが聞き取りしえたのは輸送専業戸であり、家族構成は夫婦(夫40歳、妻38歳)と子供3人の

5人家族である。

旧生産隊所有のトラックとトレーラーを17000元で購入して輸送専業戸になった。妻も同時に工場勤務をやめ(当時の給料月100元)、運転免許を取って現在夫婦で輸送業に従事している。購入資金は友人に借りて調達したという。トラックを持った輸送専業戸はこの家だけで、他はトラクターや馬車などを使い農業との兼業でやるのが一般的なようである。

家庭請負制導入に際して、水田8.3ムーを配分されているが、すべて村内の精農家に「転讓」している。小作料の授受はないようだが、飯米については貸付相手の農家から公定価格で販売してもらおう約束になっている。また必要があればいつでも返してもらうことになっている。

以上に明らかなごとく、農民相互の農地利用権の讓渡という事実はもはや珍しくない。またこうした動向を背景として、政府当局も農地流動化を一層促進し、経営規模の拡大をはかることによって適正規模農家を創設していくことを当面の重要課題としたのである。

むろん流動化のテンポはなお緩慢である。国務院農村研究発展センターが1985年に実施した調査によれば、調査対象農家3万6667戸のうち「転讓」に出している農民は2.7%にすぎず、しかもその面積は調査対象農家の保有農地の0.7%にすぎなかった<sup>4)</sup>。

農地流動化が緩慢な理由としては、以下の2点が考えられる。第1に、中国農村にはなお過剰労働力が膨大に滞留しており、それらを吸収する農外就業機会が決定的に不足していること。第2に、農外就業機会が比較的開かれている地域でも、その就業は不安定なものが多く、所得水準もまだ低い。定年後の保障という意味も加わって、農外就業を主とする農家であっても、農地は生計の最後の拠り所として大きな意味を持っているのである。それゆえ、農外の就業機会を拡大し、その雇用条件を向上・安定化させることが、農地流動化を促進する外部条件として重視される。近年旺盛な建設が進んでいる郷鎮企業も、こうした位置づけのもとに建設されているのである。

ところで、生産請負制のもとに分与された農地の流動化をはかるにあたっては、当然、農民の農地に対する権利関係を明確に整理しておくことが求められる。この点に関しては、中国国内での議論も、農民を耕地の最終的所有者として認めるべきだという

見解<sup>10)</sup>から、農地所有権はすべて国家に一元化すべきだという見解<sup>19)</sup>まで、なお論者による相違は大きい。全体の基調は所有権と利用権を分離し、前者は国家あるいは集団に帰属させながら、農地利用権については第三者への「転讓」を含めて個別農家に容認していくという考え方に収斂しつつある。農民間の有償「転讓」を認める方向への中央の政策転換も、こうした考えの延長上に出されてきたものだと考えられる。

しかしながら問題は単純ではない。たとえば農家間の「転讓」にともなう金銭授受を、理論的にいかなる性格のものとして把握するかという点である。これを農家の土地資本投資に見あう有益費補償としてとらえ、決して地代ではないとする見解もあるが<sup>25)</sup>、これはあまりに機械的な理解であろう。むしろ、第二所有権化した利用権の代価としてとらえるべきだと思われる。中国国内の研究者の中にも、「転讓」に伴う金銭の授受を、事実上の所有に起因する絶対地代として把握すべきであり、それゆえ無償「転讓」を提唱すべきだとする見解<sup>17)</sup>が出されているのも理由なしとしない。

中国政府は、請負地は最低15年間は動かさないことを約束している。しかも農家レベルでの土地資本投資を奨励している。土地と農民との結びつきは一層強まることが予想されるのであり、仮に自由な処分権は制約されていたとしても、事実上の所有権的内実を持つに至る可能性は大きい。有償「転讓」の奨励はそれを一層促進するのではないかと考えられる。最近の論調には、「転讓」にあたっての契約内容（「転讓金」・契約期間・返還規定など）については当事者間の話し合いにまかせ、集団が口をはさまないことが良いとする見解もみられるが<sup>9)</sup>、すでに紹介した各地の実践例にも見られるように、何らかの形で集団が関与する例も少なくない。日本の経験からみても、農地移動を当事者間の私事にまかせてしまうことには問題が残ろう。農地移動に社会的コントロールを及ぼす仕組みが求められているのだと思う。

今後の帰趨が注目されるいま1つの論点は、農家に付与される農地利用権の内実を、いかなるものとして積極的に規定するかという問題である。請負制実施当初は、一定の公的負担分を納入したあとの生産物処分は自由であり、また作付や耕作方法についても自由であるという側面が強調されていた。つまり、請負制への移行当初においては、個別農家の農地利

用権の自立性が強調されていたわけである。しかし農地の利用問題に関しては、利用権の私的権利としての確立だけで問題が解決しないことは、わが国をはじめとする資本主義国の経験が示している。利用権の内実を積極的に規定すること、とりわけそこに社会的コントロールをいかに導入するかが、これまで体制のいかに超えて問われているからである。

中国においても、近年、農地利用の個別化のもとで、地力掠奪的農法や荒し作りなどといった否定的事態に見舞われているのであり、農民の農地利用権の内容を、いかに積極的に規定するかが問われているのである。これとの関連では、前に述べた地力維持義務規定の明確化という試みが極めて興味深い。再生産が不可能で、自然と人間との物質代謝を媒介する最重要な基盤たる土地という特殊な資源については、その売買・転用を制限するといった消極的措置だけでなく、利用そのものの内実を社会的観点から適切にコントロールしていくための積極的な規制条項の導入とその慣行化が求められているのである。

以上のことは、農業生産における「個」と「集団」の関係をどう調整するかという第3の論点に結びつく。しかもこの「個」と「集団」の関係調整という問題領域には、農地の所有・利用にかかわる法的諸関係だけでなく、現実の農業生産システムをどう構築していくかといった問題も含まれる。生産請負制実施後、急速な勢いで進行した農地の分散錯圃制のもとでは、単なる「個」の強調だけでは問題は解決しないことが明らかになってきたのである。

以上のような要請のもとに、最近中国では、「個」と「集団」を適切に組み合わせた二重の経営体制（「双層経営体制」）の重要性が強調されている。とりわけ、灌漑・排水、機械耕耘、品種の改良・選定、防除、土地改良や農地開発などの側面では、集団的対応が不可欠だとされる<sup>16)</sup>。すでに紹介した各地の実践例でも、「機耕隊」の編成や統一田植の実施などにはこうした考え方が生かされているとあってよい。

むろんわが国における議論と同様、中国においても、今後の農業生産の担い手を個別農家の規模拡大の延長上に構想する見解と、集団的調整に力点を置いて構想する見解とが併存しており、両見解の実践的検討は今後の課題として残されている。しかしながら、一旦は個別化されながら、改めて農業生産における集団の意味が問い直されるに至ったことは注目に値する事実だといわねばならない。



## 4. おわりに

1980年代に入って、中国農業は著しい変貌過程をたどってきた。そしてこの変貌過程は、「集団」から急速に「個」に向う運動過程としてとらえることが可能であろう。しかし80年代中葉に至って、中国国内でもこうした動きを見直す兆候が現れる。本稿では、地力の維持管理問題、農地利用権の内実にかかわる問題、個別経営と集団との調整問題の3点から、現局面での検討課題を整理してみた。いずれの問題も、結局は農業生産における「個」と「集団」の関係をどう考えるかという普遍的テーマに帰着する。社会主義農業研究と家族小農経営が支配的な先進資本主義国の農業研究とが、共通の議論の場を持つことがようやく可能になったといえよう。

本稿は、そうした共通の論点を整理する試みであった。今後は、中国農業の実態に即して、個々の論点を深めなければならない。とりわけ本稿でほとんど触れることができなかった生産責任制下の農業生産の実態、すなわち、生産過程における意志決定の仕組み、農業生産の場での労働編成のあり方、生産手段の保有状況と利用形態、農家経済の再生産の仕組みと資金循環などといった点を具体的に詰めていきたいと考える。

## 注

注1) 吉林省農村発展研究センターでの聞き取りによる(1986年8月1日)。

注2) 以下、村あるいは国营農場の実態については、村人民政

府および国营農場責任者からの聞き取りによる(1986年8月2日～6日)。

注3) 黒龍江省農村発展研究センターでの聞き取りによる(1986年8月6日)。

注4) 国务院農村発展研究センター国際連絡部主任楊聯芳氏談(1986年8月9日)。

注5) 楊聯芳氏はこうした見解をとっている。

## 文 献

- 1) 馮海発・李桂娥：農村改革の重新定義。中国農村経済, 40, 35 (1988)
- 2) ————. 36
- 3) ————. 37
- 4) ————. 38
- 5) ————. 39
- 6) 梁振華・王燕明：關於農業経営規模問題的觀點綜述。農業經濟問題, 99, 16 (1988)
- 7) 日中経済協会：1987年の中国農業。p. 8, 日中経済協会, 東京 (1988)
- 8) ————. p. 21
- 9) ————. p. 68
- 10) 農業經濟問題編輯部：農村形勢与深化改革問題再探。農業經濟問題, 100, 15 (1988)
- 11) 人民日報。1983年12月29日号
- 12) 阪本楠彦：中国農民の挑戦。p. 42-53, サイマル出版会, 東京 (1985)
- 13) ————. p. 109
- 14) ————. p. 112-113
- 15) 柴崎嘉之：中国農業の各戸請負責任制。のびゆく農業, 675, 3 (1984)
- 16) 張路雄：論双層經營体制的客觀必然性。中国農村経済, 40, 41 (1988)
- 17) 張義：対土地有償転包的淺見。農業經濟問題, 98, 52 (1988)
- 18) 陳健：農業規模經濟質疑。農業經濟問題, 99, 4 (1988)
- 19) 徐翔臨：從國際比較看我国農戶經營体制欠陥。農業經濟問題, 100, 55 (1988)

---

### Summary

The economic systems in rural China have been being changed drastically since the Third Plenary Session of the Eleventh Central Committee of the Chinese Communist Party in 1987. The family contract responsibility system which links remuneration with output has become the main form of agricultural production. The farm land, though the ownership of which still belongs to the collective, has been divided among the households with other means of production, such as, oxen for plowing and small farm-machines. Under this contract system, individual households are allowed to manage production on their own initiative ; and after fulfilling the contract, they are free to sell the surplus portion of their products on the market. The agricultural productivity thus increased markedly in the first half of the 1980s.

However, as the contract system brought about small and scattering landholdings preventing farm households from making good use of farm machineries, the agricultural output came to be stagnant in the mid-1980s.

To solve this problem, the Government authorities consider it necessary to have some regulations which encourage farm households to increase soil fertility. The authorities also laid great emphasis on the need to concentrate farm land in the hands of capable tillers, and hence it was intended to promote transfer of the contract through consultations.

But consequently in the near future China will be confronted with another important problem how to fix the peasants' rights on the contract-lands.